

◎新潟県告示第1333号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、指定管理者を次のとおり指定した。

令和5年12月26日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 指定管理者に管理を行わせる施設の名称  
新潟県障害者リハビリテーションセンター、新潟県障害者交流センター、新潟県聴覚障害者情報センター及び新潟県視覚障害者情報センター
- 2 指定管理者となる団体の所在地及び名称  
新潟市中央区山二ツ531番1  
(福)豊潤舎・(福)県身連・(福)県視障協・県障スポ協グループ
- 3 指定の期間  
令和6年4月1日から令和11年3月31日まで
- 4 指定年月日  
令和5年12月26日